

改正

令和4年6月1日告示第68号

明和町空家対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等の適正な管理により、安全で安心なまちづくりの推進と良好な生活環境の保全に資するため、空家等を再生し、又は除却しようとするものに対し、その経費の一部を予算の範囲内で補助することについて、明和町補助金等交付規則（昭和48年明和町規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、明和町空家等の適正管理に関する条例（平成30年明和町条例第8号）で使用する用語の例による。

2 この要綱において「耐震基準」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章及び第5章の4に規定する基準又は建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第1号の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準（平成18年国土交通省告示第185号）に定める基準をいう。

(補助対象工事)

第3条 この補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 跡地活用除却工事 跡地を地域の活性化に資するため、町内の空家等を除却する工事
- (2) 特定空家等除却工事 町内の特定空家等を除却（一部除却は除く。）する工事
- (3) 空家等再生工事 居住環境の改善及び地域の活性化に資するため、町内の空家等を、滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等の地域活性化のための施設、移住・定住のための住宅、地域活性化拠点施設等の用に供するために行う空家等を取得し、移転、増築、改修等を行う工事とする。この場合において、工事に係る空家等は、耐震基準を満たすもの（当該事業により耐震基準を満たす場合を含む。）でなければならない。

2 補助対象工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 空家等の所有者等の同意を得ていること。
- (2) 県内に主たる事業所を有する法人又は個人事業者が施工する工事であること。

- (3) この補助金の申請の日が属する年度の2月末日までに完了する工事であること。
- (4) 補助金の交付決定の日後に着手する工事であること。
- (5) 補助対象工事の実施後、跡地又は改修後の施設等を10年以上活用すること。ただし、特定空家等の除却については、この限りではない。
- (6) 他の補助金等の対象となる工事でないこと。

(補助対象者)

第4条 この補助金の交付対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、別表1のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長が特に認める者については、補助対象者とすることができる。

(補助対象経費等)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額、補助率及び補助限度額は、別表2のとおりとする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「補助申請者」という。）は、明和町空家対策支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表3の関係書類を添付し、町長に申請しなければならない。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、明和町空家対策支援事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により補助申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、補助対象工事を変更、又は中止しようとするときは、速やかに明和町空家対策支援事業補助金変更（中止）申請書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、変更又は中止を承認するときは、明和町空家対策支援事業補助金交付変更（中止）承認通知書（様式第7号）により補助事業者には通知するものとする。

(実績報告書)

第9条 補助事業者は、補助対象工事が完了したときは、速やかに明和町空家対策支援事業補助金実績報告書（様式第8号）に別表4の関係書類を添付し、町長に提出しなければならない。

（交付額の確定）

第10条 町長は、前条に規定する実績報告を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定したときは、明和町空家対策支援事業補助金交付確定通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、前条の確定通知書を受けた日から起算して10日以内に、明和町空家対策支援事業補助金交付請求書（様式第11号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 交付決定又は変更承認に付した条件に違反したとき。
- （3） 補助金を他の用途に使用したとき。

（跡地の管理）

第13条 空家等除却工事の補助事業者は、除却した跡地について、雑草の繁茂や廃棄物の投棄等が生じないように、適正に管理しなければならない。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月1日告示第68号）

この告示は、令和4年6月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

補助対象工事	補助対象者
跡地活用除却工事及び 空家等再生工事	次のいずれにも該当するもの (1) 町内に活動拠点、事業所等を有すること。

	(2) 定款、規約、会則等の定めにより活動していること。 (3) 政治活動、宗教活動及び営利を目的としないこと。 (4) 構成員等に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がいないこと。 (5) 明和町税に滞納がないこと。
特定空家等除却工事	特定空家等の所有者等

別表2（第5条関係）

補助対象工事	補助対象経費	補助率及び補助限度額
跡地活用除却工事	次の(1)から(3)に掲げる費用を合わせた金額 (1) 空家等の除却工事費 (2) 除却工事により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費 (3) その他除却工事に係る諸経費 ただし、空家等の延べ面積に当該年度の国の住宅局所管事業に係る標準建設費等の通知（公営住宅法（昭和26年法律第193号）、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）等の規定による住宅局所管事業についての国の補助金額の算定の基準となる国土交通大臣の定める標準建設費その他の額を定める通知をいう。以下同じ。）における木造又は非木造の1平方メートル当りの除却工事費を乗じて得た額を上限とする。	補助対象経費に5分の4を乗じて得た額とし、100万円を限度とする。
特定空家等除却工事	次の(1)から(3)に掲げる費用を合わせた金額 (1) 特定空家等の除却工事費 (2) 除却工事により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費 (3) その他除却工事に係る諸経費 ただし、特定空家等の延べ面積に当該年度の国の住宅局所管事業に係る標準建設費等の通知にお	補助対象経費に5分の4を乗じて得た額とし、100万円を限度とする。

	ける木造又は非木造の1平方メートル当りの除却工事費を乗じて得た額を上限とする。	
空家等再生工事	空家等を滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等の地域活性化のための施設、移住・定住のための住宅、地域活性化拠点施設等の用に供するために行う空家等の取得（土地取得費を除く。）、移転、増築、改修等に係る経費	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、150万円を限度とする。

別表3（第6条関係）

補助対象工事	関係書類
跡地活用除却工事	(1) 事業計画書（様式第2号） (2) 収支予算書（様式第3号） (3) 明和町空家対策支援事業実施承諾書（様式第4号） (4) 工事見積書 (5) 補助対象空家等の位置図及び平面図 (6) 現況写真 (7) 不動産登記全部事項証明書及び公図 (8) その他町長が必要と認める書類 補助対象者が法人その他の団体である場合は、上記書類のほか、次に掲げる書類 ① 定款、規約、規則等 ② 会員、従業者等の名簿
特定空家等除却工事	(1) 事業計画書（様式第2号） (2) 収支予算書（様式第3号） (3) 明和町空家対策支援事業実施承諾書（様式第4号） (4) 工事見積書 (5) 補助対象空家等の位置図及び平面図 (6) 現況写真 (7) 不動産登記全部事項証明書及び公図

	(8) その他町長が必要と認める書類
空家等再生工事	(1) 事業計画書（様式第2号） (2) 収支予算書（様式第3号） (3) 明和町空家対策支援事業実施承諾書（様式第4号） (4) 工事見積書 (5) 補助対象空家等の位置図及び平面図 (6) 現況写真 (7) 不動産登記全部事項証明書及び公図 (8) 空家等取得に係る見積書又は査定書（売買等により空家等を取得する場合に限る。） (9) 耐震診断結果報告書（判定書を含む。）又は耐震補強計画書 (10) その他町長が必要と認める書類 補助対象者が法人その他の団体である場合は、上記書類のほか、次に掲げる書類 ① 定款、規約、規則等 ② 会員、従業者等の名簿

別表4（第9条関係）

補助対象工事	関係書類
跡地活用除却工事及び 特定空家等除却工事	(1) 収支決算書（様式第9号） (2) 工事請負契約書の写し (3) 領収書の写し (4) 工事完了後の写真 (5) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第10条第1項の規定による届出の写し（補助対象工事が同法第9条第1項の対象建設工事に該当するものに限る。） (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第1項の産業廃棄物管理票の写し（産業廃棄物が生じる場合に限る。） (7) その他町長が必要と認める書類

空家等再生工事	(1) 収支決算書（様式第9号） (2) 工事請負契約書の写し (3) 売買契約書等の写し（売買等により空家等を取得した場合に限る。） (4) 領収書の写し (5) 工事完了後の写真 (6) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第10条第1項の規定による届出の写し（補助対象工事が同法第9条第1項の対象建設工事に該当するものに限る。） (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第1項の産業廃棄物管理票の写し（産業廃棄物が生じる場合に限る。） (8) その他町長が必要と認める書類
---------	---